

# フリーぺーぺー

2013年 2月号

# カイケイ

2013年2月12日発行  
発行/株式会社イーマック  
編集長/大場史郎  
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号  
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861  
E-mail webmaster@kaikei.co.jp  
URL http://www.kaikei.co.jp



所長コメント

これは敬老会の慰安旅行ではありません。それにしても平均年齢が高そうですね。我が業界！1月26日に税理士による松井一實広島市長の後援会を立ち上げました。たまたま市長が基町高校の1年後輩ということで、私が世話係を仰せつかりました。停滞気味の広島市を松井市長を後押しすることにより、盛り上げていこうとするものです。会員は税理士ですが、職員、家族、更には関与先等の皆様にも賛助会員として登録をいただき後押しをしていきます。数はパワーです。賛助会員の皆様は会費は

0円です。賛同して下さる皆様はぜひ入会下さい。  
外交は武器を持たない戦争だとは毛沢東の言葉です。都市同士もある意味競争だと思います。広島市で仕事や商売をする者にとって、広島市の有形無形の資産価値を高めて、魅力ある都市にすることが、大切だと思います。ひいては我が身に跳ね返ってきます。関西圏と福岡市に挟まれて、影が薄くない一つある我が広島市ですが、微力ながら応援して行きたいと思います。

## 社長の仕事 税理士 大場史郎

### 後出しジャンケン

アイリスオーヤマという会社をご存知ですか？ディックやコーナンなどのホームセンターに行くとよく見かける会社です。組立式のラックやペット用品その他家庭のさまざまな雑貨を製造している会社です。問屋を介さず直接ホームセンターに卸している。ローテクではあるが、工夫とアイデアを盛り込んで売上を伸ばしている。

先日、ペット犬を車に乗せるのに、直接載せるとシートが毛もぶれになるので、何かないかと探していると、普段はたたんで、使うときには簡単に大きくなる折り畳み式の檻があった。この種の雑貨は皆様もあまり製造メーカーはこだわらないと思いますが、買って後からみるとアイリスオーヤマとあった。使わないときは簡単に折り畳めるところが一味違うところかと思う。

この会社が最近はLED照明や電子レンジなどの家電製品も売りに出している。しかもその価格が大手の家電メーカーに比べて半値近く安いのである。パナソニックやシャープが大幅な赤字のため、大量のリストラを行っている。その白物家電の技術者をアイリスオーヤマが採用しているとのことだ。今から、テレビや冷蔵庫さらには洗濯機のような家電製品も出そうとしている。何も時代の最先端を狙うのではなく、一周遅れの性能でも十分なのである。ボトムオブピラミッドという後進国消費を表した表現があ

る。高機能で最先端のものを値段を気にせず買う一握りの富裕層、性能が多少見劣りしても機能が十分なら安い方を求める中流以下の層、数では圧倒的にこちらの方が多い。研究開発費はいらない、しかも工場も持たず中国で現地メーカーに作らせる。日本の家電メーカーのように研究開発から、主要部品の製造、組立を自社で抱え込み、多大な設備投資を行う垂直的経営では価格が安定しないと計算が立たない。そのかわり、価格が一定で、大量に売れれば莫大な利益が出る。スマートフォンを年間500万台以上売る韓国のサムスンがそうだ。

アイリスオーヤマ的経営は設備は小さく、必要なものは借りたり、他から拝借したり、外注に出したりして、経営して行くスタイルだ。言い方を替えれば、パナソニックやシャープは貸借対照表で儲ける会社。アイリスオーヤマは損益計算書で儲ける会社といえるのではないだろうか。どちらにも長所、短所はある。デフレの時代はできるだけ資産は持たない経営が正しいし、反転してインフレになれば先に買っておく方が正解になる。今はデフレの時代、これから商売を始めた人ほどコストが安く利益が出来る。まさに後出しジャンケンである。

アベノミクスで円安、デフレの停止となるか。20年続いたデフレがインフレに替わるのか、注目です。



## “破産管財事件”

Aさん：最近、「自己破産申立事件」が増えてるようだね。

わたし：うん、そうだね。自己破産は、債務の支払ができなくなった債務者が地方裁判所に自己破産の申立てをして、破産手続開始決定をしてもらって、最終的には免責決定を受けて債務を免れる手続だよ。

Aさん：その中に管財事件と同時廃止事件があるみたいだけど、その違いは？

わたし：裁判所は、①債務者が支払不能状態かどうか、②財産の状態を調べるために債務者からいろいろな資料を出してもらい、裁判所へ出頭してもらって、裁判官が面接し、事情を尋ねて、破産法の要件に合っていれば、破産手続開始決定をするんだ。それから、債務者に一定以上の財産がある等の場合は、選任された破産管財人（弁護士）が財産を管理し、これを金銭に換えて、債権者に平等に配当する（「管財事件」という）。これに対し、債務者の財産が少なく、これを換価しても破産手続費用にも足りない場合は、破産管財人を選任せずに、破産手続開始決定と同時に破産手続を終了させる（「同時廃止事件」という。）んだ。

Aさん：管財事件と同時廃止事件の選別基準は？

わたし：裁判所で選別基準を設けているよ。細かいことは省くけど、私が扱った事件でいうと、会社の経営者（代表者）が個人の自己破産を申立てる場合や、不動産を所有している人が自己破産を申立てると、たいてい管財事件になるね。

Aさん：管財事件の特色は？

わたし：債務者（申立人）宛ての郵便物はすべて破産管財人（弁護士）に送付されることになっているんだ。債務者（申立人）の財産に関する郵便物は破産管財人（弁護士）にチェックされて、それ以外の郵便物は債務者（申立人）に返してくれるけど、要するに、債務者（申立人）が財産を隠していないか破産管財人（弁護士）にチェックされているわけだね。だから、債務者（申立人）がバレないだろうと思って、大金を遠隔地の銀行や保険会社に預けていても、ひょんなことから郵便物でそれが発覚すると、破産財団に組み入れられて債権者への配当に回されるだけでなく、免責不許可の憂き目に遭うことがあるんだよ。

Aさん：それは踏んだり蹴ったりだね。

社会保険労務士  
キャリアカウンセラー  
**田村 実**



## 若年者訓練の助成金

厚生労働省は、平成25年度の予算案に、若者育成支援事業を盛り込みました。若年者の早い段階の「再チャレンジ」を後押しし、職業的自立を促す考えのようです。

## 「若年者人材育成・定着支援奨励金」（仮称）

事業主が雇用する若年労働者に対し3ヶ月から2年にわたる職業訓練を実施した場合及び訓練を受講した若年労働者が正規雇用労働者として定着した場合に助成金を支給

助成額 職業訓練1人に対し、1人月額15万円

正規雇用1年定着後 50万円 2年定着後 50万円

また、ハローワーク自体も、「若年無業者集中訓練プログラム」（仮称）を推進して、ニートなどを対象に合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習訓練を行うことにより、若者の就労を強力に支援することです。

若年者への職業支援の強化がますます盛んになる模様です。上記助成金につきましては、具体的な内容が発表されしたい、ご報告いたします。

## 保険料完納率48%に低下

厚生労働省が実施した、平成23年国民年金被保険者実態調査によると、21年度22年度の保険完納している者の割合が48.6%となり、前回調査よりさらに低下したとのことです。

年金制度への不信感、不安により、我が国の年金制度の状況はますます悪化している模様です。

# 花子32歳

## アベノミクスは本物か？



## ~トレンドを読む~

担当 大場史郎

### 相続税は富裕層だけの税金ではなくなる？

平成27年から、相続税の基礎控除が現行の6割に下がる。もちろんこの通常国会を通っての話だが。

現在は法定相続人が、4人だと、

$5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times 4\text{人} = 9000\text{万円}$  の控除があるが、

改正されれば

$3000\text{万円} + 600\text{万円} \times 4\text{人} = 5400\text{万円}$  の控除になる。

わが国の場合、相続財産は土地のウエイトが高く、バブル期の土地の上昇と共に昭和50年に基礎控除が2000万円に上がり、4000万円、4800万円になり、そして平成6年に5000万円になりました。それをこの度3000万円に引き下げるのです。確かに地価は感覚として、ピークの6割よりもっと下がっているように思われます。

その意味では、大騒ぎすることもないと思いつつも、あまり知られていませんが、平成22年4月1日に小規模宅地の特例が改正されました。

この特例が今回の改正と合わさって、ずしりと重くのしかかってきます。

これはどういう制度かというと、親が事業を営んでいたり、住んでいたりした場合に配偶者や子供もその事業を継いだり、継続して住む場合には一定面積（事業用の場合400m<sup>2</sup>まで、住居の場合には240m<sup>2</sup>の面積まで、評価を8割下げてもらえるという素晴らしい制度です。これは、その商店や工場の敷地に税金をかけたら、最悪事業ができないくなる。また住まいの場合には住んでいるところを追われて、出ていかないといけなくなる。そのためにできた制度です。ところが、改正により、相続した子供がすでに自分で家を建て、そこに住まない場合には、控除が受けられないということになりました。

通常考えられるのは、子供が東京の大学にいって、東京で就職し、東京に家を建てた場合などです。

たとえば、地元白島に一戸建ての家を持ち、現在は母1人が住んでいる。1人息子は東京で家を持ち、広島に帰る予定はない。この場合、平成27年以降では基礎控除が、 $3000\text{万円} + 600\text{万円} = 3600\text{万円}$ となり、白島ぐらいの地価だと、預貯金が1000万円ぐらいあれば、まず課税対象になる。

将来、相続税がかかるとすれば、その前後に対策を講じようとするのは皆考えることです。そうするとそこにビジネスチャンスが生まれる。相続税を払うために、土地を手放したりすることは増えるだろう。

土地を売れば、当然税金（所得税）がかかるのだが、相続税の申告期限の翌日以後3年内に譲渡すれば、その土地にかかる相続税を土地の取得費に加算する制度がある。この制度を使うために、売却を急ぐという例は増える。

今年は、この相続やそれを補完する贈与税についての上手に節税するためのセミナーを3月より開始する予定です。



## 税務 所得税の必要経費について

担当:春木円加



所得税の確定申告の時期になりました。今回は国税庁のHPに掲載されている、「必要経費に算入する場合の注意事項」についてご案内します。確定申告をされる方は参考にしてください。

(1) 個人の業務においては一つの支出が家事上と業務上の両方にかかわりがある費用(家事関連費といいます。)となるものがあります。

(例)交際費、接待費、地代、家賃、水道光熱費

この家事関連費のうち必要経費になるのは、次の金額です。

イ 主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、業務に必要である部分を明らかに区分することができる場合のその区分できる金額

ロ 青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分することができる場合のその区分できる金額

(2) 必要経費になるものとならないものの例

イ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う地代家賃などは必要経費になりません。逆に、受取った人も所得としては考えません。これは、土地や家屋に限らずその他の資産を借りた場合も同様です。ただし、例えば子が生計を一にする父から業務のために借りた土地・建物に課される固定資産税等の費用は、子が営む業務の必要経費になります。

ロ 生計を一にする配偶者その他の親族に支払う給与賃金(青色事業専従者給与は除きます。)は必要経費なりません。

(注) 青色申告者でない人についての**事業専従者控除の金額**が、必要経費とみなされます。

ハ 業務用資産の購入のための借入金など、業務のための借入金の利息は必要経費になります。

(注) 不動産所得を生ずべき業務の用に供する**土地等**を取得するために要した負債の利子の額は、**不動産所得の計算上**必要経費になりますが、不動産所得の金額が損失(赤字)となった場合には、その負債の利子の額に相当する部分の損失の額は生じなかつるものとみなされ、他の所得金額との**損益通算**はできません。

ニ 業務用資産の取壊し、除却、滅失の損失及び業務用資産の**修繕に要した費用**は、一定の場合を除き必要経費になります。

ホ 事業税は全額必要経費になりますが、固定資産税は業務用の部分に限って必要経費になります。

ヘ 所得税や住民税は必要経費なりません。

ト 罰金、料料及び過料などは必要経費なりません。

チ 公務員に対する賄賂などについては必要経費なりません。

## 税務 市販のかぜ薬及びビタミン剤等について

担当:田熊 美里



医薬品の購入費用は、治療や療養に必要なものであり、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく越えない部分の金額であれば、医師の処方や指示がなくても医療費控除の対象となります(令207)。ですから、かぜの治療のために購入した市販のかぜ薬は、医療費控除の対象となります。

一方、ビタミン剤は、治療又は療養のために効能があるほか、持病の予防や健康の増進にも効能が認められる場合もありますが、薬事法に定められている医薬品に該当しないものは、医療費控除の対象とは認められません。医療費控除を受けるためには、ビタミン剤が医薬品であり、治療又は療養に必要なものであることが必要です。

また、医師の処方に基づき、治療のために漢方薬を購入する費用は、治療又は療養のために必要なことが明らかとされるものとして、医療費控除の対象に該当すると考えられます。市販の漢方薬を購入する場合、ビタミン剤と同様、健康促進目的や、薬事法に定められている医薬品に該当しないものは、医療費控除の対象とは認められません。

自宅に取り付ける空気清浄機の購入費用は、医師による診療等を受けるための直接必要な費用には該当しないため、医療費控除の対象となりません。

## 税務 相続税の基礎控除

担当:吉國雄一郎



本年1月29日に今年度の税制改正の大綱が閣議決定されました。これを基に春先に税制の改正が行われます。

その中で、大きな改正の一つが相続税の基礎控除の見直しです。

現在では相続税の基礎控除額は「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」となっていますが、これを「3,000万円+600万円×法定相続人数」へ引き下げる方向です。

### 例)

お亡くなりになられた方の財産の価額の合計額 8,000万円  
法定相続人 3人

### 改正前

基礎控除額 5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円  
財産8,000万円-基礎控除額8,000万円=課税価格0円 ←課税なし

### 改正後

基礎控除額 3,000万円+600万円×3人=4,800万円  
財産8,000万円-基礎控除額4,800万円=課税価格3,200万円←3,200万円に対して課税あり

これまででは、亡くなられた方の内、相続税の対象となる方は全体の約4%程度でした。しかし、上記のとおり基礎控除額が引き下げになることにより、相続税の対象となる方が大幅に増加すると思われます。

今後は、相続対策の一つとして、贈与税の制度を活用していかに相続人へ財産を移転させておくかということもこれまで以上に重要になると思われます。

## 税務 贈与税の改正ポイント

担当:宮本佳依



平成25年度税制改正大綱が発表されています。その中でも今回は、贈与税について取り上げたいと思います。(正式に決定されるのは3月の国会で成立してからになります。)

### ・贈与税 主な改正点

#### 【教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置】

(平成25年4月1日～平成27年12月31日の限定措置)

受贈者(30歳未満の者に限る)の教育資金に充てるためにその直系尊属(親や祖父母など)が金銭により金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価格又は拠出された金銭等の額のうち受贈者一人あたりにつき1500万円(学校以外の者に支払われる金銭については500万円)までは贈与税が非課税となります。

※教育資金とは

①学校等に支払われる入学金その他(授業料等)の金銭

②学校以外の者に支払われる金銭で一定のもの(予備校、塾などが該当すると思われますが、詳細はまだ発表されていません)

非課税となる金額は上記①の場合1,500万円、②の場合は500万円になります。

もともと、親や祖父母は扶養義務者ですので、子や孫の教育資金をその都度出すことは贈与税の対象ではありません。(親が捻出可能であるのに祖父母が多額の入学金や授業料を出すことはできません。)



担当: 藤井俊之

## ソフト 編

ワードの文書で思うように入力できないときは…

テンプレートのワード文書に入力しようとすると、思うように入力できない場合があります。例えば、図1の工事名の「〇〇〇〇〇〇〇〇」の部分を削除しようとして、[Delete]キーまたは[BackSpace]キーを押しても、消せなかったり、「〇〇〇〇〇〇〇〇」の部分を選んで文字を上書き入力すると、「〇〇〇〇〇〇〇〇」の部分の後に赤字で入力文字が入ったります。

### 施工実績調書

項目	1	2
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇ああ工事	
建設工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 土木一式工事 <input type="checkbox"/> 建築一式工事 <input type="checkbox"/> その他 (□□□□□)	
発注者名	〇〇市	

図1. テンプレートのワード文書への入力

こういう場合、Word 2007であれば、図2のように、[校閲]タブ→[変更履歴]→[変更履歴の記録]イメージをクリックすると、通常通り入力できるようになります。



図2. Word 2007の場合の変更履歴の記録の設定

※Word 2010の場合

[校閲]タブ→[履歴管理]→[変更履歴の記録]イメージをクリック

※Word 2002, 2003の場合

[ツール]メニュー→[変更履歴の記録]をクリック

※Word 97, 2000の場合

[ツール]メニュー→[変更履歴の作成]→[変更箇所の表示]をクリック  
 [変更箇所の表示]ダイアログ→[編集中に変更箇所を記録する]チェックボックスをOff

# ☆ シンプルスピード 初級編★

担当:宗盛早織

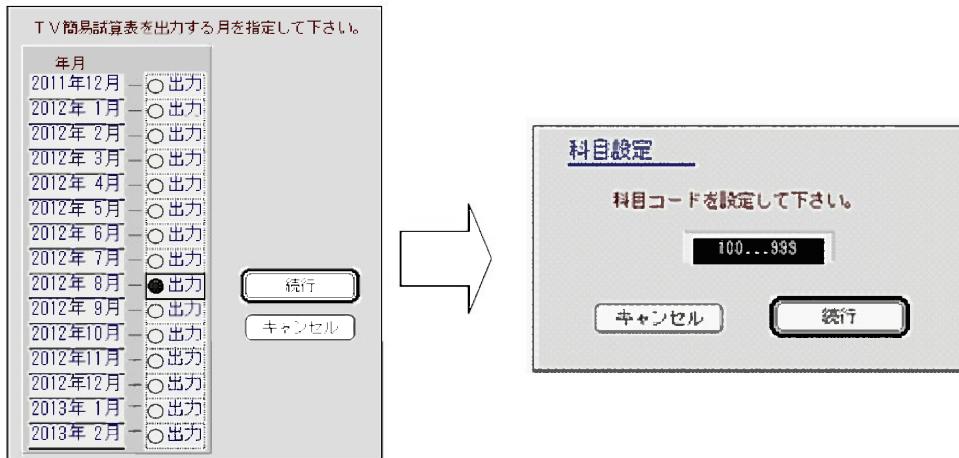
## 「簡易試算表」

仕訳を入力しながら、「今、どのくらい利益が出ているのかな?」「この科目の残高は今いくらかな?」と思うことってありますよね。

試算表をプリントして確認するのが一番ですが、その都度プリントするのも資源の無駄だしぁんどくさい・・・

そんな時に、便利な機能が《T V 簡易試算表》です。※ご利用前に残高更新をしてください。

仕訳帳メニューにある T V 簡易試算表から確認したい月にチェックをつけるだけ! 全体の数字が知りたいなら科目番号を選ぶ必要もありません。



平成24年8月							<a href="#">メニュー</a>	<a href="#">検索</a>	<a href="#">全て表示</a>	<a href="#">ソート</a>
株式会社 大場商事										
コード	科 目 名	借 貸	前月残高	借 方	貸 方	当月残高				
10	小口現金	1								元帳
11	現金	1	363,978	884,985	846,019	208,942				元帳
12	当座預金	1								元帳
21	広告	1	26,513	242,322	214,418	54,417				元帳
22	立替	1	52,856	252,000	240,000	64,856				元帳
24	もみじ	1	3,022			3,022				元帳
25	定期預金	1								元帳
26	定期積全	1	20,000	10,000		30,000				元帳
31	受取手形	1								元帳
32	売掛金	1	239,620			239,620				元帳
33	有価証券	1								元帳
34	貯金	1								元帳
35	前払費用	1	23,840			23,840				元帳
36	定期貸付金	1	10,000			10,000				元帳
37	未収利息	1								元帳
38	預り金	1								元帳

画面右側の元帳ボタンでその月の元帳も見ることができるので「この科目に何が入ってるの?」と、思った時もすぐに確認ができます。

確定申告 始まる



## 事務所からのお知らせ

宮本佳依

■復興特別所得稅

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収しなければなりません。源泉徴収るべき復興特別所得税の額は、**源泉所得税の額の2.1%相当額**とされております。

給料計算にシンプルスピードをご利用頂いている関与先の皆さんには、  
一部ファイルの更新をして頂かなければなりません。  
詳しくは、各担当者へお問い合わせください。

## セミナーのお知らせ

## セミナータイトル:

相続税がどう変わる。人ごとでなくなった相続！

【講 師】 大場史郎

【開催日】平成25年3月8日(金)

【時 間】13:00～15:00

【会場】大場税理士事務所 3F会議室

【定員】20名程度 <入場無料>

受講されたい方は別紙「受講申込み」をファックス

編集後記

今後は例年よりは寒いような気がします

東北地方や日本海側に住む人たちは、あまりの豪雪で屋根の雪下ろしを一日何度もやったり、除雪した雪の処分に困っていたりしているようで、大変なことだと思います。

東京で雪が降ると、慣れないせいで道に車が置き去りにされたり、人が滑ってころんで大怪我をしたりと、悲惨なことになっているようです

私の住んでいる町はそれほど雪が多くないので大丈夫ですが、やはり雪の降った朝は慎重に歩かないと滑りそうで、ちょっと緊張します。

生まれが九州なので、子供のころはほとんど雪が積もつた記憶がなくて、少し降っただけで、大喜びしたものですが、今では天気予報で雪と聞くとブルーな気分になります。

これから、一年で一番忙しい確定申告の時期になります。できれば、あまり寒くならずに快適にお仕事が出来ればうれしいなと思っています。

そんな気持ちを今はやりの川柳でひとこと…

雪の朝、昔は狂喜今凶器

藤井博美